

死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

平成28年11月11日、福岡拘置所において1名に対して死刑が執行された。金田勝年法務大臣による初めての執行であり、第2次安倍内閣以降、死刑が執行されたのは、10回目で、合わせて17名になる。

死刑制度を存続させれば、死刑判決を下すか否かを人が判断する以上、えん罪による処刑を避けることができないこと等を理由に、日本弁護士連合会は、本年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを明らかにした。

犯罪により命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されるものではなく、遺族が厳罰を望むことは、ごく自然なことではある。一方で、生まれながらの犯罪者はおらず、犯罪者となってしまった人の多くは、家庭、経済、教育、地域等における様々な環境や差別が一因となって犯罪に至っている。刑罰制度は、犯罪への応報であることにとどまらず、社会復帰の達成に資するものでなければならず、このような考え方は、再犯の防止に役立ち、社会全体の安全に資するものである。

人権を尊重する民主主義社会であろうとする我々の社会においては、犯罪被害者・遺族に対する十分な支援を行うとともに、死刑制度を含む刑罰制度全体を見直す必要がある。

死刑制度は、基本的人権の核をなす生命に対する権利を国が剥奪する制度であり、国家による重大かつ深刻な人権侵害である。また、刑事司法制度は人の作ったものであり、その運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することはできない。そして、他の刑罰が奪う利益と

異なり、死刑は、生命という全ての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのであるから、取り返しがつかず、他の刑罰とは本質的に異なる。我が国において、死刑制度のもとでの、誤判えん罪の危険性が現実的なものであることは、袴田事件をあげるまでもなく、明らかである。

2014年12月18日、第69回国連総会において、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が、117か国の賛成により採択されている。また、2015年12月末日現在、法律上死刑を廃止している国は102か国、事実上死刑を廃止している国（10年以上死刑が執行されていない国を含む。）は38か国であり、法律上及び事実上の死刑廃止国は、合計140か国と世界の中で3分の2以上を占めている。

このように死刑の廃止は国際的な潮流である。

佐賀県弁護士会は、これまでの死刑執行に対しても強く抗議してきたところであるが、以上の状況下で行われた今回の死刑執行に対し、強く抗議するとともに、改めて死刑執行を停止し、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革の議論を進めることを求めるものである。

2016年(平成28年)12月2日

佐賀県弁護士会

会長 長 戸 和 光